

国立病院機構病院等の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、非常時における日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。新型コロナウイルス感染症に感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等で、医療体制のひっ迫した状況が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できないまま亡くなるという痛ましいことも相次いでいます。

また、感染蔓延時において現場では、マスクや防護服など必要物品が欠乏し、感染対策が十分できないまま対応せざるを得なかったり、人工呼吸器・人工心肺装置等の医療機器や扱うスタッフの不足で重症患者への対応が十分にできなかったりといった状況にも陥りました。

まさに「医療崩壊」の危機に直面する事態となっていると言わなければなりません。「医療崩壊」で国民の命が救えない状況はあってはならないことです。

新興感染症の拡大や大規模災害等の緊急事態においても国民の命と健康を守ることは国の重要な責務であり、そのためには全国にネットワークを持つ国立病院機構病院及び国立高度専門医療研究センター(以下「国立病院機構病院等」といいます。)の機能強化を図り、新興感染症対策などセーフティーネット医療の中心的役割と、地域医療を守る役割を果たさせることが重要です。

よって、国に対し、以下の事項を強く要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院機構病院等の機能強化をすること。
2. 国立病院機構病院等に感染症対策に十分対応できる専門病床を設置し、必要な医療機器の整備をすること。
3. 医師、看護師をはじめとした国立病院機構病院等のすべての職種において、病院職員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 3月 22日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣